

指名停止情報

指名停止業者名	新明和工業株式会社
所在地	兵庫県宝塚市新明和町1番1号
指名停止期間	令和7年5月21日～令和7年6月20日（1ヶ月）
指名停止の範囲	東串良町が発注するすべての工事・業務
指名停止の理由	独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとして、令和7年3月24日付で公正取引委員会に課徴金納付命令を受け、本町の契約相手方として不相当と認められるため。
指名停止期間根拠	東串良町建設工事指名停止競争入札参加者指名基準実施要領別表第7号